これも一部章でやるなんでに

説明会は公開を!

7月11日から始まる「入居者説明会」は、非公開で行われる 予定です。しかも「一住戸につき一名のみの参加」との文書が 県住宅課から出され、入居者から「密室で入居者に移転を迫る」 ようで「不安だ」の声が寄せられました。

県は、「非公開」の理由を入居者のプライバシーに配慮するためと言いますが、住宅課には個別相談の窓口として、「住宅支援班」ができて日常的に個別相談を行っています。説明会を公開しても、後に個別相談の時間をとればプライバシーに配慮することは十分に可能です。

県営住宅は県民共有の財産です。県営住宅の存続に関心を 持つ方々に、説明会などを開かれた形で開催するのが当たり前 です。今回の方針の妥当性に疑問を持つ県民も多数います。市 町村からも県に説明を求める意見が出されています。

「一戸一人のみ」は撤回

共産党県議団は、6月22日の一般質問でも、26日の申し入れ (写真)でも、「公開」を強く求めました。そのなかで、県住宅 課は「一戸につき一人のみ参加」は取り消し、そのことを入居 者に伝えることを約束しました。



入居者説明は公開でやるように求める申し入れをしました(6月26日)



入居者には住み続ける権利がある

憲法で保障



憲法25条「生存権の保障」と公営住宅法にもとづき、国と地方公共団体は協力して、住宅に困窮する低額所得者等に対し、健康で文化的な生活を営むことができる住宅を低廉な家賃で供給しなければなりません。

公営住宅法第3条にも、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」とその責務を明確に示しています。民間ストックがあるからと言って、その責任から免れることはできません。

ましてや県の都合で、「事実上の退去」を強要したり、入居者の住み続けたいとの要望を無視したりすることは許されません。

住みよい県営住宅へ

まともな維持管理の建替えを

宮城県は、老朽化した県営住宅を建て替えず、順次廃止する方針を今年3月に決定し、4月から6団地(仙台市中江東・南、黒松第二、将監第五、多賀城八幡、村田町石生)はじめ、老朽団地の廃止に向けて具体的な取り組みを始めました。順次廃止することを明確に打ち出した都道府県は他にありません。

日本共産党県議団は、憲法や公営住宅法にある「住まいの権利」を脅かし、自治体の責任を投げ捨てるものだと、この廃止方針の撤回、建て替え計画を求めてきました。県営住宅入居者アンケートを行い、寄せられた入居者の切実な声を公表し、2月県議会や6月県議会でも論戦の先頭に立ちました。

県営住宅入居者との「懇談会と交流のつどい」を開催



県営住宅入居者らとの懇談と交流のつどいを開催しました(5月28日)

さる5月24日、共産党県議団は、県営住宅入居者との「懇談と 交流のつどい」を開催(写真)しました。廃止予定の6団地の入居者、 建築・まちづくりなどの専門家も含め42名が参加しました。

県営住宅の入居者からは、「建て替え計画をつくって欲しい」「維持管理がおろそか」「維持管理のルールを明らかにして欲しい」など、 県や実際の管理業務を行っている宮城県住宅供給公社への要望が たくさん出されました。

専門家からは、香川県でかつて県営住宅の廃止計画があったが 撤回されたことや、公営住宅法には自治体の責任が明記されており、 それに県が違反することは許されない、などの話がされ、参加者を 励ましました。

このつどいを契機に、県営住宅の良好な維持管理と廃止撤回、建て替え計画を求める県民的な運動をつくる動きも生まれています。

多くの苦情

アンケートなどでも

改善の善

アンケートなどを通じ、県営住宅の維持管理や修繕を求める要望がたくさん出されています。「風呂釜や換気扇、網戸の持ち込みなど、入居者の負担が大きすぎる」「照明灯や防犯灯のLED化も予算がないからと言って、計画的な交換をしてくれない」「断熱化してくれないから。カビが室内に繁殖して困っている」「直接管理している住宅供給公社に何度要望しても『予算がない』というばかりで、なかなか改善されない」などの声が出されています。

廃止するのでなくもっと活用を



全国的には、高齢化が進む団地へ学生を積極的に入居させたり、居場所のない若い女性のシェアハウスにしたりと、公営住宅の使用の事例もバリエーション豊かになっています。

高齢化が進み、格差と貧困が際立ってきている社会だからこそ、県営住宅を住民共有の財産、魅力的なコミュニティーとして、 地域活性化のために活用の道を探求すべきです。

遅れている環境整備の状況

【お風呂の整備状況】

管理戸数	浴	室	浴	槽	風呂給湯※		
官性厂数	設置済	割合	設置済	割合	設置済	割合	
9,048	8,875	98.1%	2,625	29.0%	2,428	26.8%	

【共用灯のLED化の状況】

	共 用 灯							
対象棟数	住 棟 内			外 灯				
	改修済棟数	実	施	率	改修済棟数	実	施	率
372	49	13.2%		%	22	5.9%		, 5

【雑排水管の状況】

対象棟数	住 棟 内					
对邻保致	改修済棟数	実 施 率				
372	27	7.3%				

宮城県県営住宅ストック総合活用計画(2020年度版より)



修繕や県政へのご意見・ご要望など メールやFAXでお気軽にお聞かせ下さい。 FAX **022-268-6093** E-mail: info@jcpmk.jp